

# 令和8年度大洗町立第一中学校いじめ防止基本方針

令和8年4月1日

## いじめ防止のための基本姿勢

### 【いじめの定義及びいじめ重大事態への対処と学校の基本姿勢】

#### ○ いじめの定義

いじめとは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの（法第2条1項）」をいう。なお、いじめの発生場所は学校の内外を問わない。

#### ○ 重大事態への対処

重大事態とは、次の（1）及び（2）に掲げるような事態をいう。

- （1） いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるときであり、いじめの被害者に着目して判断される。
- （2） いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。なお、「相当期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合でも周辺状況を勘案して、重大事態と捉える場合がある。

（大洗町いじめ防止基本方針令和7年4月改定を参照）

#### ○ 基本認識

- （1） いじめは、児童生徒の心を深く傷つけ、健全な成長や人格の形成に重大な影響を与えるとともに、生命・身体にも重大な危険を生じさせてしまう許されない行為であり、絶対にしてはならない行為である。
- （2） いじめは、どの学校においても、またどの児童生徒にも起こる可能性がある。社会問題である。
- （3） いじめは、「被害者」と「加害者」だけの問題ではなく、全ての児童生徒に関係する問題である。  
※全職員が一丸となっていじめの根絶に向けてチームで対応する。



### 【いじめ防止のための本校の基本姿勢】

#### ○ 学校の基本姿勢

##### 【いじめの未然防止のための取組】

- 1 生徒がお互いに相手を認め思いやる優しい心を育てると共に、いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努めます。
- 2 生徒の自己有用感を高め、生徒がいじめ等の問題を主体的に解決できる能力を育てます。

##### 【早期発見・早期解決に向けての取組】

- 1 いじめの早期発見のために、様々な手段を講じます。（アンケート調査、オンライン相談窓口等）
- 2 いじめの早期解決のために、組織的対応に努めると共に、当該生徒の安全を保証します。
- 3 外部の専門機関と連携すると共に、学校と家庭が協力して事後指導にあたります。

##### 【校内研修体制】

- 1 いじめの未然防止、いじめの対応に係る教職員の資質能力向上を図るための研修を実施します。
- 2 学級づくりや生徒の人間関係づくりに関する研修を実施します。

#### 〈家庭・地域の現状〉

・奉仕活動に保護者・地域の方々が進んで参加し、学校に対し協力的です。また、地域の巡視等にも積極的です。

#### 〈いじめの現状〉

毎月、学校生活や心とからだのアンケート調査を実施し、全職員で情報の収集に努めています。収集した情報は職員間で共有し、早期の解決を目指します。



#### ○ 生徒指導委員会

（教頭・生徒指導主事・養護教諭・各学年の生徒指導部員）  
・職員会議時、随時  
・毎週1回開催  
・全教職員  
・問題行動が見られた生徒について情報の交換  
・問題対応の共通理解

#### ○ いじめ・不登校対策委員会

・管理職、教務主任、生徒指導主事、学年主任、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、教育相談部員  
・毎週1回の運営委員会時といじめ発見時等には担任を含め緊急に開催  
・いじめ未然防止の取組や計画の実践・検証、改善策の検討  
・いじめ未然防止、早期発見・早期対応のための研修実施

## 【いじめの未然防止のための取組】

### 1 基本的な考え方

生徒一人一人がお互いに相手を認め思いやる優しい心を育てると共に、いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。また、教職員一人一人が分かりやすい授業を心がけ、生徒に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育て、自己有用感を味わい自尊感情を育むことができるように努める。

道徳の時間には人権や命の大切さについての指導を充実すると共に、「いじめは心を深く傷つけ、健全な成長や人格の形成に重大な影響を与えるとともに、生命・身体にも重大な危険を生じさせてしまう許されない行為であり、絶対にしてはならない行為である」という認識を生徒がもつように、学校教育活動全体を通して指導する。

加えて、周囲ではやし立て、面白がっている「観衆」や見て見ぬふりをする「傍観者」とならず、もしいじめがあれば、それを止める「仲裁者」となれるよう、いじめを決して許さない意識を高める。

### 2 具体的な取組

#### (1) 優しい心の育成と、いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくり

##### ① 朝のあいさつ運動の実施

生徒会本部役員、中央委員等が主体となり、昇降口付近であいさつをする。全校生徒が気持ちの良いあいさつを交わすことにより、元気で明るい学校生活の一日のスタートとする。

##### ② 部活動の実施

放課後や休日に行う各部ごとの活動を通して、切磋琢磨することにより良好で共感的な人間関係づくりをする。

##### ③ 人権集会の実施と人権コーナーの充実

人権週間に生徒主体の人権集会を実施する。各学級や学年に人権コーナーを設置し、人権標語等の掲示等を行う。

##### ④ 道徳授業の充実

日々の道徳の授業の充実、道徳コーナーの工夫を通して、心との成長を感じられるようにする。

#### (2) 自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動の推進

##### ① 一人一人が活躍できる学習活動

生徒一人一人の活躍の場を意図的、計画的に設定し、それにより自己有用感を高め、自尊感情を育むため、以下の教育活動を推進する。

・生徒会の企画によるボランティア活動の実施（清掃活動、プランター等の花苗を植える作業）

・生徒が主体的に運営する委員会活動の実施

##### ② 人との関わり方を身に付けるためのトレーニング活動

学級活動等で構成的グループエンカウンター、ソーシャルスキルトレーニングを有効活用し、自分と他者では思いや考えが違うことに気付かせる。さらに、活動を通して認められる自分が存在することを感じることで、自尊感情を育み明るく楽しい学校生活を送るための基礎を培う。

##### ③ 学習のねらいの明確化と共通した学習の流れの設定

学習のねらいを明確にし、生徒がこの時間に学ぶことをはっきりとさせる。また、学習の流れを示すことによって、見通しをもって学習に取り組めるようにする。発問や指導方法を工夫することにより、主体的に学習に取り組めるようにする。

##### ④ 学び合う授業の充実

授業にグループ学習や話し合い活動を取り入れ、互いの考えを伝え合い、自らの考えや集団の考えを広げ、深める中で、他者を認めみんなで学ぶことのよさを味わうことができるように工夫する。

##### ⑤ 人とつながる喜びを味わう体験活動

学校行事（体育祭、文化祭や合唱祭）や生徒会活動（あいさつ運動、新入生歓迎会、3年生を送る会）、ボランティア活動、総合的な学習の時間において、友達とわかり合える楽しさや嬉しさを共有したり、自分や相手の思いを相互に交流させる場を設けたりするなど、体験を通して達成感を体験できる教育活動を推進する。

## 【早期発見・早期解決に向けての取組】

### 1 基本的な考え方

いじめは、どの学校においても、またどの児童生徒にも起こる可能性がある。いじめは、「被害者」と「加害者」だけの問題ではなく、全ての児童生徒に関係する問題であるとの基本認識に立ち、早期発見、早期対応に努めることが重要である。そのために、様々な手段を講じる必要がある。また、いじめの早期解決のために、組織的に対応すると共に、生徒の安全を保障する。さらに、学校内だけでなく外部の専門家機関と連携すると共に、収束に向かう過程においても、学校は家庭との連携を密にし、協力して該当生徒の健全な成長に努める。

## 2 具体的活動

### (1) いじめの早期発見のために、講じる様々な手段

#### ① 日常的な観察の重視

全教職員が生徒の表情や行動の変化、欠席や遅刻等の状況の変化等、小さな兆候やサインを見逃すことなくアンテナを高く保つなど日常的な観察を重視する。そのために、生徒と一緒に休み時間を過ごす、清掃活動や給食活動を一緒に行うなどして見守りや信頼関係の構築に努める。

#### ② 小さな変化への組織的観察

生徒から兆候やサインを発見した場合には学年会や生徒指導部員会等の場において情報を共有し、より多くの目で当該生徒を見守り、観察する。特に、欠席が続いた時点（場合によっては欠席初日から）で、当該生徒や保護者に素早くアプローチする。

#### ③ 教育相談活動への導入

変化が見られたと認識した場合には、教員が積極的に働きかけを行い生徒に安心感をもたせるとともに、問題の有無を確かめ、解決すべき問題がある場合には、「教育相談活動」で当該生徒から悩みを聞き、問題の早期解決を図る。初期的な段階であっても、組織的な対応に心がける。

#### ④ アンケート調査の実施

・「学校生活、心とからだのアンケート調査」の実施

生徒に対し毎月実施する。また、保護者に対し、年3回（7月、12月、2月）実施する。

・「学校生活に関するアンケート」を年2回（7月、12月）実施する。教務部が作成し実施する。

この中で気になる回答をした生徒に早期に教育相談を実施すると共に、組織的な観察を開始する。

#### ⑤ オンライン相談窓口の開設

ホームページ上にオンライン相談窓口を開設し、生徒がいつでも相談ができる体制を整える。

#### ⑥ 特別な支援を必要とする児童生徒に関しては、特に小さな変化を見逃さず、全職員で情報を共有できる機会を確保するとともに、全職員で見守る体制づくりを行う。

#### ⑦ Q-Uテストの活用

Q-Uテストの実施により、学校生活における生徒の意欲や満足感等を測定し学級づくりに役立てるようにする。

#### ⑧ 「生活の記録」の有効活用

生徒が、「生活の記録」を活用し、毎日の振り返りができるようにする。

これにより、生徒の考えを知り不安があれば面談を行う等して不安を和らげると共に、教師自身の生徒理解を促進する。

### (2) いじめの早期解決のための組織的対応と当該生徒の安全の保証

#### ① いじめがあることを確認した場合には、学級担任だけで抱えこむことなく、学校長以下全ての教員が対応を協議し、的確な役割を分担していじめ問題の解決にあたる。

#### ② 情報収集を綿密に行い、いじめられている生徒の身の安全を最優先に考え、事実を確認した上で、いじめている側の生徒に対しては教育的配慮の下、毅然とした態度で指導にあたる。

#### ③ いじめをやめさせるための適切な措置を講じると共に、その再発防止策を講じる。

#### ④ 家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取組についての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導に生かす。

#### ⑤ 教育委員会と連携を密にとり、事案に応じて関係機関と連携を図る。また、必要に応じて、学校内だけでなく各種団体や専門家と連携する。

#### ⑥ 必要に応じて、いじめられている生徒の心の傷を癒すために、スクールカウンセラーや養護教諭と連携を図りながら、継続的な相談・指導を行う。

#### ⑦ 収束に向かう過程においても、学校は家庭との連携を密にし、協力して該当児童生徒の健全な成長を支援する。

#### ⑧ インターネット等の利用によるいじめを認知した場合は、書き込みや画像の削除等の迅速な対応を図るとともに、事案によっては、警察等の関係機関と連携して対応する。

#### ⑨ いじめを受けた児童生徒といじめを行った児童生徒が同じ学校に在籍していない場合であっても、児童生徒やその保護者に対する適切な対応ができるよう、学校相互間の連携協力を努める。

### (3) 家庭や地域、関係機関と連携した取組

#### ① いじめ問題が起きたときには家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取組についての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導に生かすこととする。特に、深刻と思われるいじめが起こった場合には、決して学校内だけで問題解決をするようなことはしない。

#### ② 家庭や地域と連携し、いじめの問題に対する地域ぐるみの対策を進めていくように努める。また、その兆候があれば些細な情報であっても、家庭や地域から学校に連絡が入るような関係づくりに努める。

## 【いじめ防止のための年間計画】

月	実施計画
4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 校内研修「いじめ防止基本方針の共通理解」いじめ根絶に向けた全職員の理解を図る</li> <li>○ 学年間の情報交換、指導記録の引き継ぎ</li> <li>○ いじめ対策に係わる共通理解、いじめ対策組織編成</li> <li>○ 学級開き、人間関係づくり、学級のルールづくり</li> <li>○ 学年集会、新入生歓迎会</li> <li>○ 校内研修「配慮を要する生徒への対応」</li> <li>○ 生徒へいじめ防止基本方針についての説明</li> <li>○ 保護者との二者面談の実施</li> <li>○ 保護者へいじめ防止基本方針についての説明（保護者会）</li> </ul>
5月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「学校生活と心とからだに関するアンケート」調査と教育相談の実施</li> <li>○ 校内研修「いじめの早期発見と指導のあり方」</li> <li>○ ボランティア活動の実施（花苗植え）</li> <li>○ 行事を通じた人間関係づくり（体育祭等）</li> </ul>
6月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「学校生活と心とからだに関するアンケート」調査と教育相談の実施</li> <li>○ 行事を通じた人間関係づくり（修学旅行等）</li> <li>○ 校内研修「構成的グループエンカウンター」を取り入れた授業研究会</li> <li>○ Q-Uテストの実施</li> </ul>
7月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 学校評価の実施→生徒・保護者の意見を聞く</li> <li>○ 学校評価の結果分析と改善策の検討</li> <li>○ 「学校生活と心とからだに関するアンケート調査」と教育相談の実施</li> <li>○ 保護者用「学校生活に関する調査」の実施</li> </ul>
8月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 校内研修「生徒指導の事例検討研修」</li> <li>○ 行事を通じた人間関係づくり（2年生職場体験）</li> </ul>
9月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「学校生活と心とからだに関するアンケート調査」と教育相談の実施</li> <li>○ 校内研修「適切ないじめ対応に資するいじめ認知（前期）」</li> </ul>
10月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「学校生活と心とからだに関するアンケート調査」と教育相談の実施</li> <li>○ 二者面談の実施</li> <li>○ ボランティア活動の実施（花苗植え）</li> <li>○ 望洋際・校内合唱コンクールに向けた実行委員等の活動と実施</li> </ul>
11月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「学校生活と心とからだに関するアンケート調査」と教育相談の実施</li> <li>○ 行事を通じた人間関係づくり（2年生宿泊学習）</li> <li>○ 三者面談の実施</li> <li>○ 大洗駅でのあいさつ運動（大洗高校と合同）</li> <li>○ Q-Uテストの実施</li> </ul>
12月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 学校評価の実施→生徒・保護者の意見を聞く</li> <li>○ 学校評価の結果分析と改善策の検討</li> <li>○ 「学校生活と心とからだに関するアンケート調査」と教育相談の実施</li> <li>○ 保護者用「いじめに関するアンケート調査」の実施</li> <li>○ 人権集会の開催、いじめ防止標語の作成と掲示（人権意識啓発活動）</li> </ul>
1月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「学校生活と心とからだに関するアンケート調査」と教育相談の実施</li> <li>○ 三者面談の実施（全学年）</li> <li>○ 校内研修「適切ないじめ対応に資するいじめ認知といじめ解消（後期）」</li> </ul>
2月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「学校生活と心とからだに関するアンケート調査」と教育相談の実施</li> <li>○ 保護者用「学校生活に関する調査」の実施</li> <li>○ 行事を通じた人間関係づくり（2年生立志成の行事）</li> </ul>
3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 記録の整理、引き継ぎ情報の作成</li> <li>○ 小・中連携による生徒理解のための情報交換会の開催</li> </ul>

※定期的なあいさつ運動（生徒会、中央委員）の実施

※週1回程度のいじめ・不登校対策会議の開催

## 【校内研修体制】

### I 本年度研修計画

#### (1) 本年度研修の重点

- ・本校のいじめに関する実態と課題を知り、本校のいじめ防止基本方針についての理解を深める。
- ・いじめの未然防止、早期発見、早期解決のための指導力、対応力の向上に努める。

#### (2) 研修年間計画

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
内容	①②	④	⑥		③	②③				②⑤		

- ① 未然防止に関する内容  
 ② 早期発見・早期対応に関する内容  
 ③ いじめを受けた生徒への対応  
 ④ 教育相談に関する内容  
 ⑤ いじめの総括的内容  
 ⑥ その他

#### (3) 4月の具体的な研修

- ① 研修目的 いじめ防止基本方針の共通理解  
 ② 研修日時 4月1日(水)  
 ③ 研修内容 いじめ防止基本方針の確認、校内いじめ対策委員会等の組織体制、  
 ④ 講師 生徒指導主事

#### (4) 4月の具体的な研修

- ① 研修目的 配慮を要する生徒に対する全教職員での共通理解  
 ② 研修日時 4月13日(月)  
 ③ 研修内容 配慮を要する生徒に対する具体的な情報と配慮事項の確認  
 ④ 講師 各学年

#### (5) 5月の具体的な研修

- ① 研修目的 いじめの早期発見と指導のあり方  
 ② 研修日時 5月18日(月)  
 ③ 研修内容 いじめの認知と対応について  
 ④ 講師 生徒指導主事

#### (6) 6月の具体的な研修

- ① 研修目的 各学級での構成的グループエンカウターの活用促進  
 ② 研修日時 6月10日(水)  
 ③ 研修内容 構成的グループエンカウターの授業研修  
 ④ 講師

#### (7) 8月の具体的な研修

- ① 研修目的 いじめ根絶に向けた教職員の意識、対応力の向上  
 ② 研修日時 8月17日(月)  
 ③ 研修内容 事例検討会  
 ④ 講師 各学年

#### (8) 9月、1月の具体的な研修

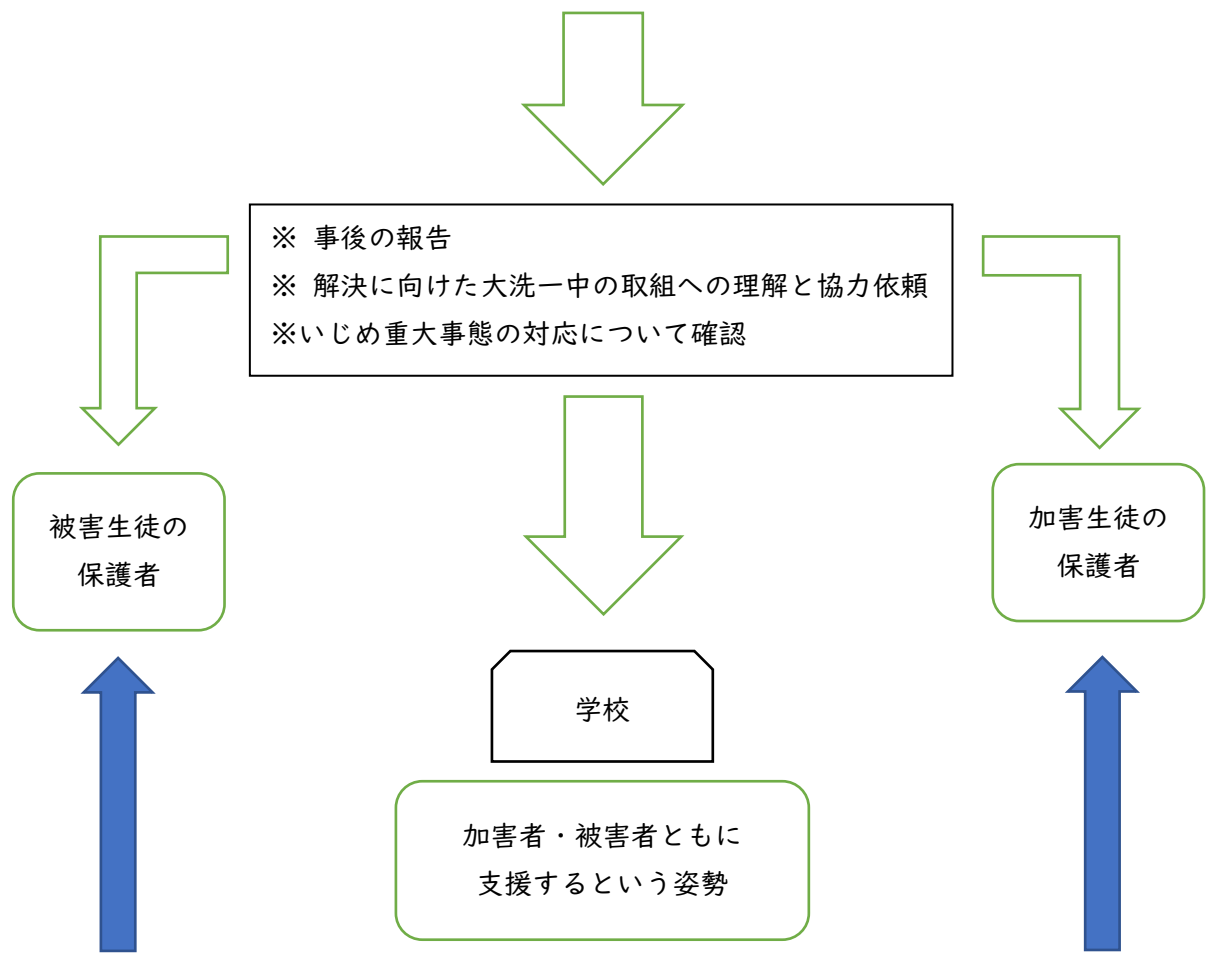
- ① 研修目的 適切ないじめ対応について確認し、いじめ認知を確実に行う。  
 ② 研修日時 9月、1月  
 ③ 研修内容 適切ないじめ対応といじめ認知

#### (9) 1月の具体的な研修

- ① 研修目的 学校いじめ防止基本方針の見直しと再確認  
 ② 研修日時 1月～2月  
 ③ 研修内容 学校いじめ防止基本方針の見直しと内容の再確認

## 【いじめが起こった時の対応マニュアル】

- 事実確認・・・役割分担して、個別対応で丁寧かつ慎重にして速やかに
  - ①詳細に聞き取る。(いつ、どこで、だれが、どのように)
  - ②いじめの構造と動機、背景を探る。(家庭環境、友人関係など)
  - ③周囲の生徒から聞き取る。※傍観者もいじめ容認者であることを伝える。
  
- 対応策を明確に・・・短期・中期・長期に分けて対応の見通しをもつ  
(教職員の共通理解、共通認識)
  
- 町教委への状況報告と相談・・・町(地域)としての協力を仰ぐ  
解消に向けての外部の専門機関との連携を図る。  
生徒指導個票を作成する。
  
- SNS やインターネットで不適切な画像や動画等の投稿や誹謗、中傷の書き込みを確認した時  
→警察に相談する。  
投稿者、画像や動画等の所持者に削除を依頼する。  
※必要に応じて、保護者、教職員が立ち会いのもと削除を確認する。



□事実の伝達と謝罪(家庭訪問)  
\*生徒の辛かった気持ちに共感する。  
\*今後の学校の援助指導の方針を示し、意見を伺う。

□事実の伝達と謝罪(家庭訪問)  
\*いじめは絶対許されないことを指導する。  
いじめを防止するための対策を話し合う。  
\*加害者も大洗一中の大切な生徒である。  
関わり方や生活を前向きに改善できるよう話す。